

○田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 26 日 告示第 39 号

改正

令和 3 年 3 月 30 日 告示第 69 号

令和 7 年 3 月 26 日 告示第 71 号

田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における定住人口の増加を図るため、市内に転入し定住するため新築住宅を新たに取得した子育て世帯に対し、予算の範囲で補助金を交付することに関して田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 市外から市内に移住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入をいう。
- (2) 定住 住民基本台帳に記録され、生活の実態があり、5年以上住み続けることをいう。
- (3) 子育て世帯 取得日において、15歳以下の子（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）とその親、又は母子健康手帳を取得した妊婦がいる世帯をいう。
- (4) 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている住宅（居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）をいう。
- (5) 取得 自らの居住の用に供するための新築住宅を工事請負契約により取得し、自己の名義で所有権保存登記を完了することをいう。
- (6) 取得日 建物登記簿に記載された、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1号に掲げる日付をいう。

(交付の対象)

第 3 条 補助金の交付対象は、市内に定住するため住宅を取得し転入した子育て世帯、又は転入後3年以内に市内に定住するため住宅を取得した子育て世帯で、いずれも転入する直前に連続して3年以上市外に在住していたこととする。

2 前項に掲げる対象世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で住宅取得を行うこと。

- (2) 取得した住宅が、関係法令に反していないこと。
- (3) 法第59条第4号に掲げる所有権の権利者の氏名が世帯員のいずれかであること。
- (4) 取得住宅に住所を有し、居住の実態があること。
- (5) 世帯の全員に市税の滞納がないこと。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。
- (7) 世帯員のいずれもが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員）でないこと。
- (8) 世帯員のいずれもが以前にこの要綱及び田村市子育て世代住宅支援補助金交付要綱（平成28年田村市告示第54号）による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は1件あたり取得額1,000万円以上の物件に対し100万円とする。ただし、土地の取得費、外構工事、合併処理浄化槽の設置、太陽光発電施設、倉庫・車庫等に要する経費及び併用住宅における住宅部分以外に係る経費は補助金の対象から除く。

2 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に該当する場合においては、県の補助金交付要綱に基づき対象となる補助金額を前項に規定する補助金の額に加算するものとする。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付対象となる住宅の取得日から起算して1年以内に、田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した住宅に居住している世帯全員の住民票の写し
- (2) 転入する直前に連続して3年以上市外に在住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票の除票の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 市税完納証明願（様式第3号）
- (5) 取得した住宅に係る位置図、配置図及び各階平面図
- (6) 取得した住宅に係る登記の全部事項証明書（共有の場合、共有者全員分を提出）
- (7) 取得した住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅の場合）

- (8) 取得した住宅に係る工事請負契約書の写し
- (9) 母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知」という。）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) この補助金は、本市への定住を目的として交付するものであるため、交付申請に当たり、取得した住宅に居住することとなった者は、死亡等やむを得ない事情による場合を除き、当該住宅に5年以上居住すること。

（実績報告等の併合）

第8条 第5条の交付申請は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

（請求の手續）

第9条 交付決定通知を受領した申請者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付決定通知を受領した日から起算して30日を経過する日までに提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第10条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 対象住宅を譲渡したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第11条 市長は、前条の通知を受けた申請者に対し補助金の返還をさせる場合は、当該補助金の全額を返還請求するものとする。

(市内事業者の活用)

第12条 申請者は、市内に本店又は営業所等を有する事業者に発注して施工するよう努めなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(田村市子育て世代住宅支援補助金交付要綱の廃止)

2 田村市子育て世代住宅支援補助金交付要綱（平成28年田村市告示第54号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月30日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日告示第71号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付申請書

年 月 日

田村市長 様

申請者（代表者）郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

補助金交付申請額	円		
補助対象住宅契約締結日	年	月	日
契約時の住所			
住宅取得予定年月日	年	月	日
住宅の所在地	田村市		
住宅の所有状況	1 単独名義 2 共有名義		
検査済証の発行年月日	年	月	日
家族の状況	氏名	続柄	生年月日（年齢）
			（ 才）
			（ 才）
			（ 才）
			（ 才）
			（ 才）

【添付書類】

- (1) 取得した住宅に居住している世帯全員の住民票の写し
- (2) 転入する直前に連続して3年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 市税完納証明願（様式第3号）
- (5) 取得した住宅に係る位置図、配置図及び各階平面図
- (6) 取得した住宅に係る登記の全部事項証明書（共有の場合、共有者全員分を提出）
- (7) 取得した住宅に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し（建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認申請が必要な住宅の場合）
- (8) 取得した住宅に係る建築工事契約書の写し
- (9) 母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

田村市長 様

住 所
氏 名

印

私は、田村市転入子育て世帯住宅取得補助金の交付申請をするにあたり、下記事項について誓約いたします。

記

- 1 私の世帯は、田村市に住民登録をした日から5年以上、田村市を生活の本拠地と定め継続して居住します。
- 2 5年未満の世帯の転出等により、田村市転入子育て世代住宅取得補助金交付要綱に規定する補助対象者の要件を欠いたときは、速やかに市長に報告します。
- 3 私の世帯は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯です。
- 4 私の世帯員のいずれもが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員）ではありません。
- 5 私の世帯員のいずれもが依然にこの要綱及び田村市子育て世代住宅支援補助金交付要綱（平成28年年田村市告示第54号）による補助金の交付を受けていません。
- 6 以上の事項に違反があったとき又は申請に事実と相違することがあったときは、田村市から交付された補助金を直ちに返還します。

市 税 完 納 証 明 願

年 月 日

田村市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付申請のため、私の世帯の全員の納付すべき税目の納期
到来分について納税されていることを証明願います。

納 税 状 況	滞納無し (年 月 日現在)
---------	-----------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

田村市長



令達先 住 所
氏 名

田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された田村市子育て世代住宅支援補助金申請に対し、次のとおり交付することに決定したので、田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

田村市長 印

1 補助対象経費 円

2 補助金交付決定額 円

3 交付の条件

- (1) 補助金の内容又は補助金に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金を目的外に使用してはならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないこと。
- (6) その他補助金等に関する規則及び要綱に従うべきこと。

様式第 5 号（第 9 条関係）

田村市転入子育て世帯住宅取得補助金交付請求書

年 月 日

田村市長 様

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け田村市指令 第 号で交付決定のあった標記補助金について、田村市
転入子育て世帯住宅取得補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記金額を交付して下さるよう請求し
ます。

記

1 請 求 額 円

2 振込口座

金融機関名		銀行・信用組合 農協・信用金庫		支店 支所
預金種別	普通 ・ 当座			
口座番号				
口座名義人	ふりがな 氏 名			

（注）口座名義人は、請求人（申請人）と同一であること。